

「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）等」に対する
パブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）等」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）	信用金庫告示
協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）	信用協同組合告示
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針

1. 1柱告示に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	信用金庫告示 第5条第10項、 第14条第9項	<p>本規定に従い特例承認を受け、対象普通株式等をダブルギアリング規制の対象から除外した場合、除外された部分の取扱いは以下の認識でよいか。</p> <p>①少数出資金融機関向けの対象普通出資等（対象普通株式等）については、出資等エクスポージャー（株式等エクスポージャー）としてRW100%が適用される。</p> <p>②議決権 10/100 超保有の金融機関向けの対象普通出資等（対象普通株式等）については、特定項目に係る基準額（10%基準・15%基準のいずれも）の計算に含めない（自己資本控除の対象にならない）が、リスクアセット計算上は特定項目に該当するため、「特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」としてRW250%が適用される。</p> <p>③協同組織金融機関の連合会向けの対象普通出資等については、20%基準額の計算には含めない（自己資本控除の対象にならない）が、リスクアセット計算上は10%基準超過額の計算対象となるため、特例承認を受けていない他の連合会向け対象普通出資等と合算して10%基準以下部分はRW100%が、超過部分はRW250%が適用される。</p>	<p>今般の改正に係る信用金庫告示第5条第10項第2号等に基づく特例承認を受けたエクスポージャーについては、信用金庫告示第5条第10項第1号等に基づく特例承認を受けたエクスポージャー（いわゆる危機対応出資）と同様に取り扱われます。</p>

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
2	信用金庫告示 第5条第10項、 第14条第9項	ダブルギアリング規制のうち、意図的保有（持合い）については、特例承認は受けられないとの理解でよいか。	ご理解の通りです。信用金庫告示第4条第2項第3号等の定める意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段（意図的持合）については、今般の改正に係る信用金庫告示第5条第10項第2号等に基づく特例承認を受けることはできません。
3	信用協同組合告示 第5条第10項第 2号、第14条第9 項第2号	「その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者」を救済合併した者に対する資本支援も、資本支援の本質・効果に変わりはないことから、特例承認の対象に追加していただきたい。 ※この場合、救済合併した者について要件を求めない。	ご意見として承りました。なお、今般の改正は「その存続が極めて困難となるおそれがあると認められる者」に対する資本支援について、特例承認の対象とするものです。
4	信用協同組合告示 第5条第10項、第 14条第9項	金融機能強化法第4章の2（系統中央金融機関への資本参加方式）を活用した資本支援は、国による直接的な資本支援と同様の効果を持つ資本支援であることから、金融庁長官の承認を要せずに、ダブルギアリングの対象から除外することを認めていただきたい。	ご意見として承りました。なお、今般の改正は金融庁長官の承認を要件とする特例承認の制度を見直すものです。
5	-	今回の告示等の改正前に既に行われている出資分についても、経過措置等により、遡って改正後の特例承認の適用を受けられると考えてよいか。経過措置の扱いについて明らかにしてほしい。	今般の改正は、近年の金融機関の経営環境等を踏まえて特例承認の対象範囲等の見直しを行うものであり、改正以後に保有することとなった資本調達手段から適用することを想定しています。改正前の既保有分について、原則、経過措置により遡及適用することは考えておりません。

2. 監督指針に関するコメント

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅲ-4-6-2	早期警戒制度の対象となりうる、持続可能な収益性や将来にわたる健全性について改善が必要な金融機関も、対象としていただきたい。	特例承認の対象は、金融機関の経営状況や経営環境、将来にわたる収益性や健全性等を総合的に勘案し、個別事案毎に判断することとなります。ご質問のような早期警戒制度の対象となりうる状況にある金融機関についても同様です。
2	中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅲ-4-6-2	「合理的に必要と認められる期間を定めるものとする」とあるが、法令で定められるのか、又は銀行等による申請時に個別の事情に応じて定めることが可能なのか伺いたい。	特例承認が認められる期間については、個別事案毎に、監督指針で挙げている各事情を総合的に勘案したうえで定めることとしています。
3	中小・地域金融機関向け監督指針 Ⅲ-4-6-2	<p>(1) 資本支援先の状況によっては、長期的な支援とならざるを得ないケースもあることから、資本支援先の返済(優先出資の消却)期日までの期間を、「合理的に必要と認められる期間」として認めていただきたい。</p> <p>(2) 当初認められた期間終了後においても、なお、被支援先の状況が改善されていない場合は、期間の延長は認められるのか伺いたい。 また、期間延長については必要に応じて認めていただきたい。</p> <p>(3) 仮に、(1)(2)が認められない場合、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減は、「資本調達手段を取得した日から5年」経過後に、開始するよう運用していただきたい。</p>	<p>(1) (繰り返しとなりますが、) 特例承認が認められる期間については、個別事案毎に、監督指針に記載している各事情を総合的に勘案したうえで定めることとしています。</p> <p>(2) ご質問のような場合についても、個別事案毎に、監督指針に記載している各事情を総合的に勘案して判断することとなります。</p> <p>(3) 激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減についても、特例承認が認められる期間と同様、個別事案毎に判断することとなります。</p>

(以上)